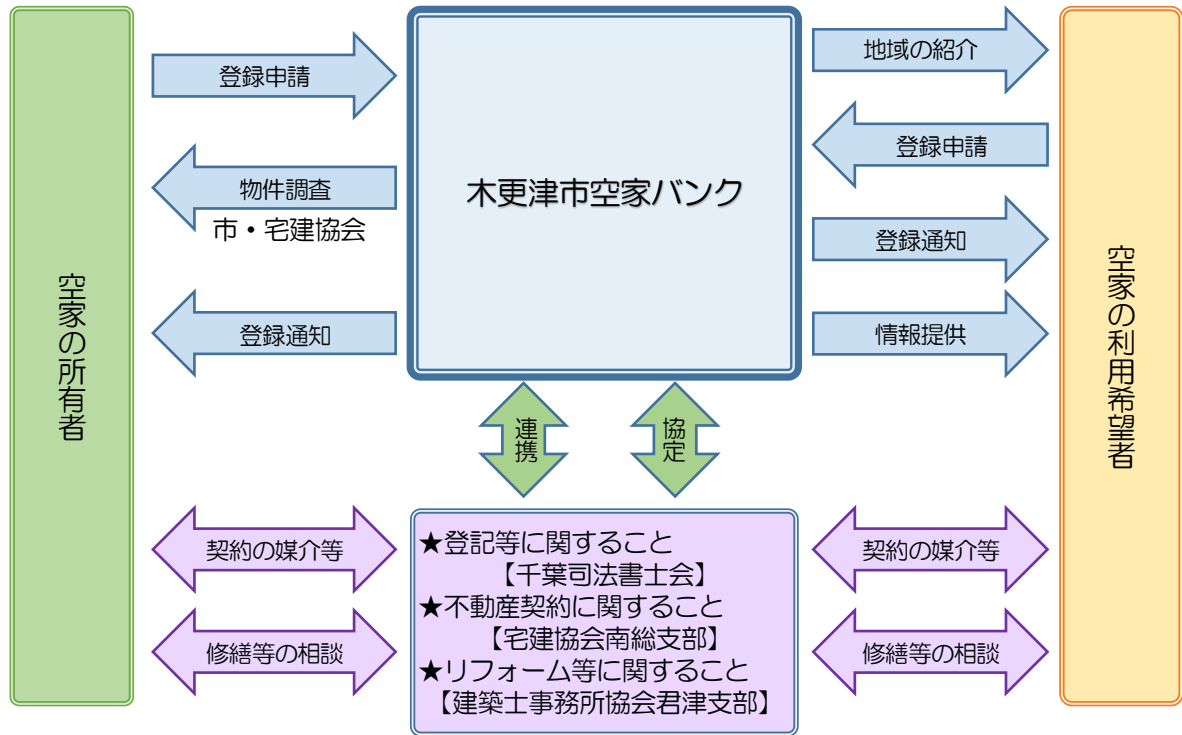


## 木更津市空家バンク制度の概要（案）

## 1. 空家バンク制度のイメージ図



## 2. 空家バンク登録及び利用要件

## (1) 登録できる者

- 市内に所在する空家住宅を所有している個人
- 売却又は賃貸を希望する者
- 暴力団排除条例に定める暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

## (2) 登録できる空家等

- 一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
- 老朽化が著しくない・大規模な修繕を要しないもの
- 宅地建物取引業法に定める媒介契約の締結をしていないもの
- 権利関係者全員の同意が得られるもの
- 空家等の管理が適切に行われているもの

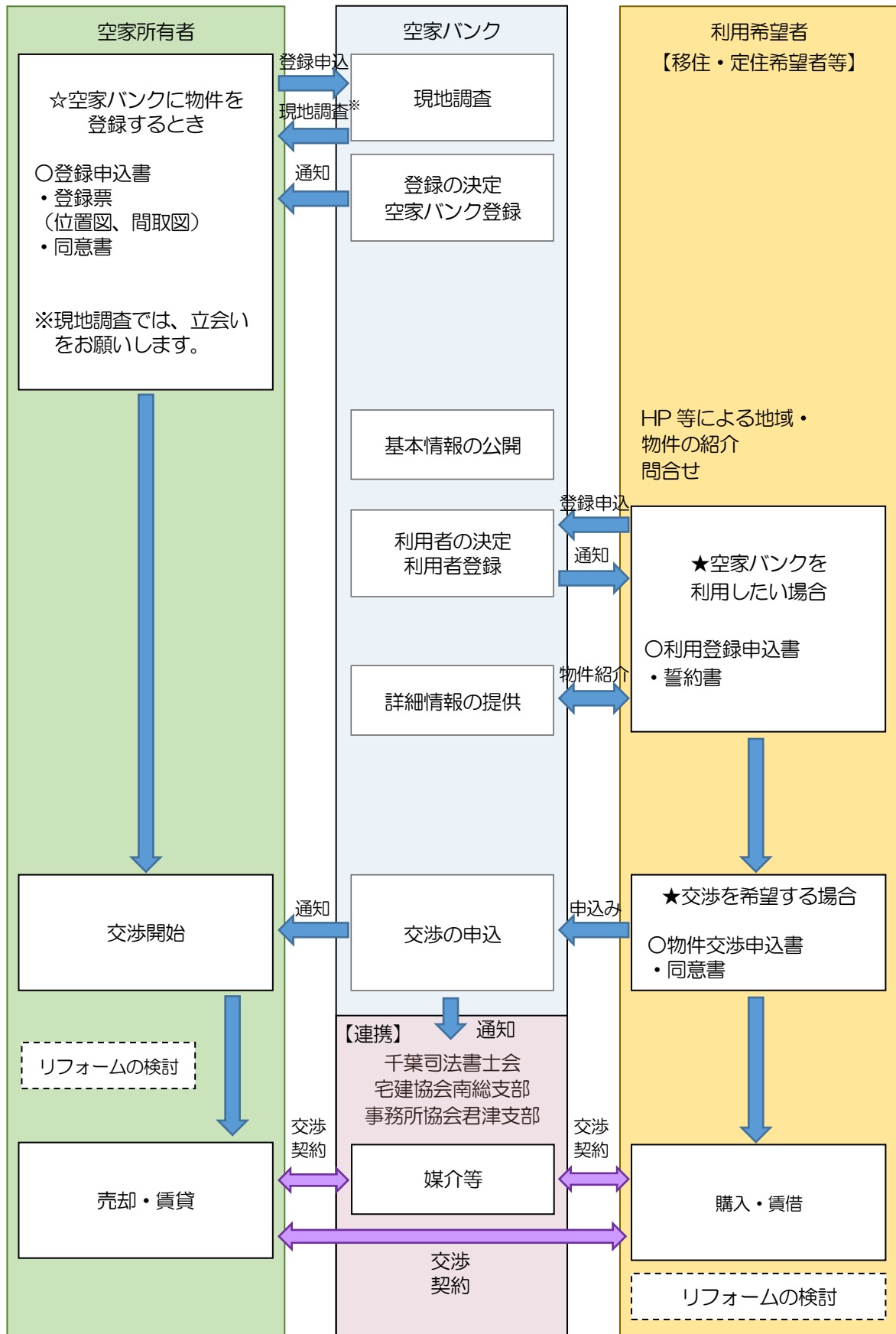
## (3) 利用できる者

- 空家等を購入又は賃借し、本市に定住又は定期的滞在を希望する者
- 子育て・高齢者支援など地域コミュニティの維持形成を図ろうとする者
- 暴力団排除条例に定める暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

## (4) 登録期間

- 2年間とし、延長可能（ただし、空家等の登録延長は1回限り）

### 3. 空家バンク制度の流れ



※ 現地調査は必要に応じ宅建協会等の協力のもと行います。